



「自らの命は自らが守る」

地域防災リーダー

◆ 地域防災リーダーについて

「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災意識のもとに、災害に強いまちづくりに向けて、「地域防災リーダー」が組織化されました

大阪市においては、災害時の初期初動段階において、地域住民が連帯協同して、災害を防止、軽減、予防する、住民による自主的な地域防災活動の重要性が再認識され、平成8(1996)年7月に、連合奉仕団ごとに防災活動の単位となる大阪市赤十字奉仕団(大阪市地域振興会)を基盤として、「地域防災リーダー」が組織化されました

大阪市HP:地域防災リーダー

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000012026.html>

● 地域防災リーダーの役割

大規模災害時には、隣接住民の先頭に立って初期消火救出救護活動を行うリーダーとして、また、平常時には地域の人たちに、防災点検・防災啓発を行い、そしていつ災害が発生しても、それに対応できるように、防災訓練を繰り返し行い、防災に必要な知識や技術を習得するために取り組んでいます



◆ 地域防災リーダーの役割

(目的)

第 1 条 本要綱は、福島区において、地震、風水害その他の災害が発生した場合に備え、地域住民連帯共同することにより被害を未然に防止し、もしくは軽減し、予防するため、「大阪市地域防災計画」の定められている自主防災活動の中核となる「地域防災リーダー」を育成し、地域の防災力を向上させ、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする

(活動)

第 2 条 地域防災リーダーは、第 1 条の目的を達成するため、次の活動を行う

- (1) 災害発生時における情報の収集連絡、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等、災害応急対策に関すること
- (2) 防災活動に必要な知識、技術の習得に関すること
- (3) 地域における防災知識の普及に関すること
- (4) その他、災害発生時に備えた予防等に関すること

(手続き)

第 3 条 地域防災リーダーは、各連合振興町会長が選出し、区が登録する

福島区地域防災リーダー設置要綱

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushima/cmsfiles/contents/0000668/668741/212.pdf>



消防署が実施する技術訓練

● アドバンスストコース(救助コース)

- ・閉じ込められた人の救出(ジャッキやバールを活用して救助)
- ・搬送(担架を使わず搬送する方法、毛布を利用した搬送)
- ・ロープワーク

https://www.city.osaka.lg.jp/shobo_higashinari/cmsfiles/contents/0000677/677750/2.pdf



● アドバンスストコース(消火コース)

- ・可搬式ポンプ(使い方から放水まで)

https://www.city.osaka.lg.jp/shobo_higashinari/cmsfiles/contents/0000677/677751/1.pdf



● アドバンスストコース(救命コース)

- ・AEDの使い方
大阪市消防局

<https://www.youtube.com/watch?v=VfCdHO5Y7jw>





自宅を最高の避難所に!

その17-3

◆ 避難所開設

原則として、区災害対策本部長（区長）が避難所開設の可否を判断

避難所は、災害の危険性が高まった場合に開設

- ・地震対策 : 区内で震度5強以上の地震
- ・風水害対策 : 警戒レベル3が発令
- ・自主避難対応 : 強い台風が接近するおそれあり、予想最大風速（陸上）が30m/s以上

・区長指示



・区長指示連合町会



・各町会防災リーダー

災害発生時には、市職員の到着を待たずに地域主体で避難所を立ち上げる必要があります

- ・初期対応 : 避難所の鍵の解錠や安全確認
- ・安全確認 : 体育館などの施設に危険がないか確認
- ・開設宣言と受付 : 避難所開設ボックス内の「アクションカード」に従い、体育館入口に受付を設営
- ・拠点構築 : 備蓄倉庫からの資機材の搬出や受付の設置
- ・避難者サポート : 避難者に避難者カードを記入してもらい回収
- ・運営 : 避難所運営委員会を組織して生活ルールを決定



避難所開設・運営ガイドライン

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/cmsfiles/contents/0000474/474277/honpen.pdf>



自主防災活動ガイドライン

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/cmsfiles/contents/0000035/35308/honpen.pdf>



◆ 避難所の開設準備

(1) 施設の開設

原則として、区災害対策本部長（区長）が避難所開設の要否を判断する

区域において震度6弱以上の地震が発生した場合は、地域において地域災害対策本部を立ち上げ、地域の被害状況の確認を行う

被災状況に応じて、概ね小学校区に1か所以上、避難所を開設する

● 地域災害対策本部について

※地域災害対策本部（地域本部）とは、地域における災害対応を実施するための組織です
主に、自主防災組織を中心に構成されている

区対策本部と連携し、災害対応に努める

○ 地域災害対策本部設置の標準的な手順

【震度5弱・5強】

- ① 区内で震度5弱・5強の震度が観測されたら、地域本部員同士で連絡を取り合う
- ② 連絡を取り合った結果、被害が大きいと見込まれると判断された場合は、地域本部員は地域本部設置場所に集合する（予め集合場所を決めておくことが望ましい）
- ③ 集合の道すがら地域の状況を把握しながら集まる
- ④ 集合し避難者が発生するとが見込まれている場合は、施設管理者と協議のうえ、避難所の開設を行う（区との連絡がつかず施設管理者が施設にいる場合は、施設管理者と協議のうえ、避難所を開設、休日・夜間の場合は連絡がついた段階で区本部及び施設管理者に報告する）
※ただし予め休日・夜間の場合の対応について施設管理者と取り決めておくこと

【震度6弱以上】

- ① 震度6弱以上の震度が観測されたら、地域本部は地域本部設置場所に集合する（予め集合場所を決めておくことが望ましい）
- ② 集合の道すがら地域の状況を把握しながら集まる
- ③ 集合し避難者が発生することが見込まれる場合は、区と協議のうえ、避難所の開設を行う（区との連絡がつかず施設管理者が施設にいる場合は、施設管理者と協議のうえ、避難所を開設、休日・夜間の場合は連絡がついた段階で区本部および施設管理者に報告する）
※ただし予め休日・夜間の場合の対応について施設管理者と取り決めておくこと

大阪市 避難所開設・運営ガイドライン

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000474277.html>